

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、メディカルコントロールの業務を主として行う「MC医師」を配置し、その所属する医療機関に当該業務を委託することにより、県内救急医療体制の強化を図るものである。</p> <p>○「MC医師」の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時における諸課題の調査・分析、指導・助言等 ・休日・夜間に救急搬送の搬送先困難事例が発生した場合、MC医師自らが搬送先調整を行う <p>○「MC医師」の資格等（国庫補助要件）</p> <p>救急医療に従事する医師であって、原則として次の条件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との調整等を行うために必要な知識及び経験を有すること ・5年以上の救急臨床歴があり、救急専門医又はこれと同等の資格を有すること ・県内で2年以上メディカルコントロールへの関与・経験を有すること ・地域において救急医療又は救急隊員教育における指導歴があること <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>岐阜県救急医療体制強化事業実施要領第6条において、当該業務をMC医師の属する医療機関へ委託することとされている。</p> <p>MC医師の選任は県が行うこととしているが、救急医療機関、消防機関等の状況の熟知、上記1の条件を満たすために必要な救急医の確保、休日・夜間も含めた本業務への従事体制の確保など、全県を対象とした救急医療に関する指導・助言、調整を行うために必要な体制を有するのは、岐阜大学医学部附属病院しかないことから、岐阜大学医学部附属病院の医師の中からMC医師を選任する。</p> <p>このため、当該業務をMC医師の所属する医療機関（岐阜大学医学部附属病院）の開設者である(大)東海国立大学機構へ委託することとする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。